

た銀行又は信託会社については、同条第九項の規定は、なおその効力を有する。

この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三一日政令第一〇五号）抄

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年五月二八日政令第一六五号）抄

この政令は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年七月一日）から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日政令第一三五号）抄

第一条 この政令は、平成十三年三月三十一日から施行する。

（日本たばこ産業株式会社法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 前三条の規定による改正後の日本たばこ産業株式会社法施行令第二条第九項、日本電信電話株式会社等に関する法律施行令第二条第九項及び日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令第七条第十四項の規定により読み替えて適用される法人税法施行令の一部を改正する政令（平成十年政令第百五号）附則第九条第四項の規定は、平成十三年四月一日以後に合併が行われる場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税について適用し、同日前に合併が行われた場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。